

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	12	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税 医療法人制度は、医療経営者に対し法人格取得の道を開き、医業経営に必要な資金集積を容易にさせつつ、剩余金配当の禁止や収益事業の実施を原則として認めないこと等を通じて、極めて高い公共性を有する医業の実施に専念させ、良質かつ適切な医療が効率的かつ安定的に提供されることを期待したものである。 なお、平成18年の医療法改正においては、医療法人の果たすべき公益性の高さに注目し、運営の透明性の確保等の観点から、財務情報の公開、持分に応じた社員議決権配分の禁止等の規制を設けている。 特例措置の内容 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、さらに、健康診断や予防接種など自治体が主体となって行う事業を実施していることも踏まえ医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を存続する。 		
関係条文	地方税法第72条の24の7		
減収見込額	[初年度] - (▲6,741) [平年度] - (▲6,741) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より推計			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> 医療は、生命的尊重と個人の尊厳に直接関わるものであり、国及び地方公共団体は、すべての国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供する体制を確保することが法律上の責務とされている。地域における医療提供体制の中核を担う医療法人については、医療経営者に対し法人格取得の道を開き、医業経営に必要な資金調達を容易にさせるなど、経営基盤の安定化と良質な医療の提供を図るという制度である一方で、剩余金の配当の禁止、原則的に収益事業を認めないことなど、営利追求が禁止されている。また、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置の存続による経営の下支えが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
		政策目標の達成状況	地域における医療提供体制を維持する。
	有効性	要望の措置の適用見込み	約14,632件／年 ※税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置の存続による経営の下支えが有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経費率制度（所得税・法人税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置の存続による経営の下支えが必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和4年度 12,904件 5,740百万円
		令和3年度 10,994件 3,678百万円
		令和2年度 6,438件 2,612百万円
		令和元年度 7,020件 2,490百万円
		平成30年度 6,773件 2,057百万円
		平成29年度 6,904件 2,125百万円
	※医療経済実態調査、税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より推計	
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	令和4年度 税額 5,740百万円 令和3年度 税額 3,678百万円 令和2年度 税額 2,612百万円 令和元年度 税額 2,490百万円 平成30年度 税額 2,057百万円 平成29年度 税額 2,125百万円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	地域における医療提供体制の中核を担う医療法人が安定して医療経営を行うためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置の存続による経営の下支えが有効である。
	前回要望時の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	昭和27年度創設、毎年要望の結果、存続